

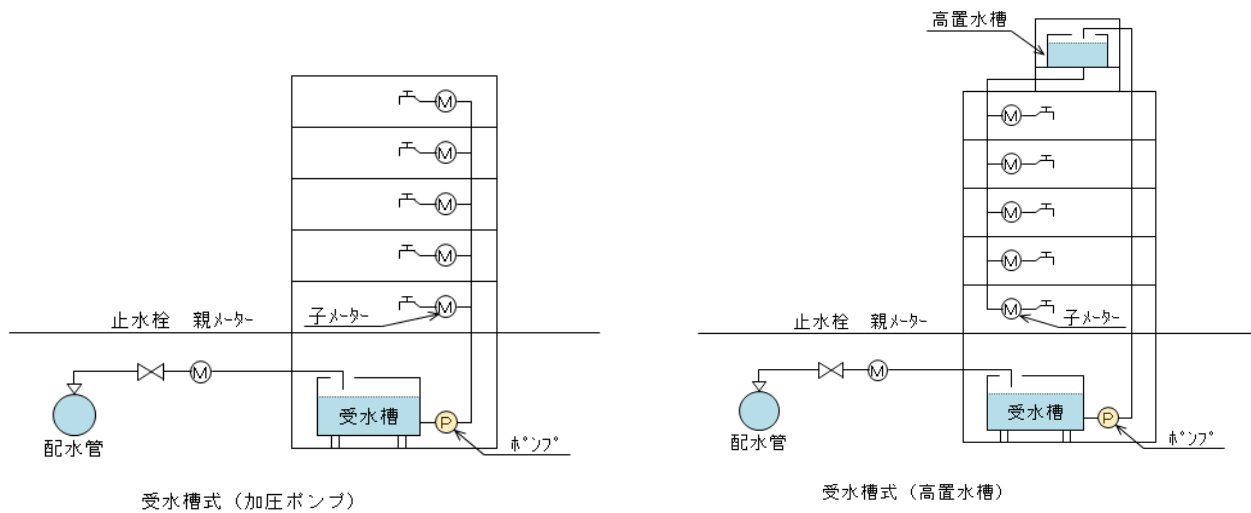
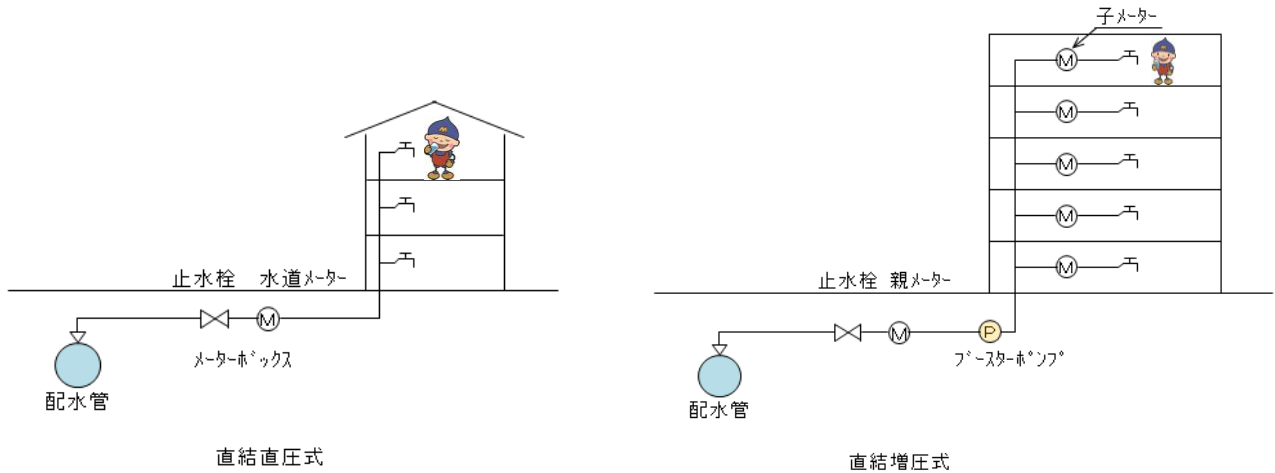
# 中高層建物における直結式による給水について

## 1 中高層建物とは？

3階以上の階数の建物を対象とします。

## 2 直結式とは？

道路内の配水管から蛇口まで直結して給水する方法です。直結式は直結直圧式と直結増圧式の2つに分けられます。これに対して、水道の水を一旦水槽に貯めてから給水する受水槽式があります。



## 3 直結直圧式とは？

配水管の水圧を利用して蛇口まで給水する方法です。原則として3階を対象とします。

## 4 直結増圧式とは？

給水装置に増圧装置（ブースターポンプ）を設置することによって、配水管から直結して蛇口まで給水する方法です。受水槽を設ける必要がないことから、受水槽設置スペースの有効活用と安全で新鮮な水道水の安定供給が可能となります。なお、対象階数は4～15階を標準とします。

## 5 直結増圧式を利用するためには？

- ・対象階数は4～15階を標準とします。(個別に水利計算で給水の可否を確認することとなります。)
- ・配水管の水圧は0.2MPa以上を確保できる箇所とします。なお、給水装置の設計に使用する水圧は、実際の配水管水圧等を考慮して上下水道局で個別に設定します。
- ・直結直圧式と直結増圧式を併用する場合には、直結直圧式の給水階高は2階までとします。
- ・直結増圧式と受水槽式の併用はできません。

## 6 直結式の対象外の建物は？

- ・一時的に多量の水を使用または使用水量の変動が大きく、周辺の配水管の水圧低下を招くおそれがある建物。
- ・毒物、劇物、薬品等の危険な化学薬品を取り扱い、これを製造、加工又は貯蔵する工場、事業所及び研究所等(例：クリーニング、写真及び印刷・製版、石油取扱、染料、食品加工、メッキなどの事業を行う施設)。
- ・水道の減断水時に一定程度の貯留機能を確保する必要がある建物。

## 7 水道料金は？

各戸(各部屋)の料金徴収はそれぞれの子メーターの検針により行います。共同で使用する散水栓や漏水等により親メーターの数値が子メーターの数値の合計より多くなる場合は、その分について建物管理者等に対して請求することとなります。各戸検針等を行うため、上下水道局と「直結給水中高層建物の料金徴収事務の特例に関する契約書」により契約を締結していただきます。

## 8 工事費は？

給水装置はお客様の財産であることから、受水槽式から直結式への切替工事に係る費用についてはお客様のご負担となります。また、直結増圧式においてはブースターポンプの定期点検等の維持管理に係る費用についても同様にお客様のご負担となります。

## 9 中高層建物において直結式を利用するには？

上下水道局に「直結給水事前協議申請書」の提出が必要です。上下水道局で配水管に与える影響や水圧等を確認のうえ、「直結給水事前協議回答書」により直結給水式の可否をお知らせします。

## 10 もっと知りたい！

中高層建物直結給水技術基準をご覧ください。  
盛岡市上下水道局公式ホームページみずの輪  
よりダウンロードできます



**お問い合わせ・ご相談は  
盛岡市上下水道局給排水課審査係  
にお願いします。  
電話 019-623-1411(内線 6137-6138)**